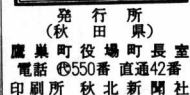


4月17日



知事選
県議選
は従前どおり

四月十七日執行される県知事、県議会議員の選挙については従来どおり自書式（選挙人が候補の氏名を記載する方法）で行なわれますが、鷹巣町長の選挙については記号式投票で行なわれることに決定しました。

この記号式投票紙採用については、三月定例町議会においてその条例が決定されたことにより実施されるわけである。

要領紙が交付されましたらよく見て自分の意思で投票しようとする候補者の氏名（*N*）をつける欄に○の記号を書き下下さい。これが記

第一校舎（投票管理者成田克美）
成東区投票区Ⅱ成東界役場
（*N* 藤島修三）
成東南投票区Ⅱ南東界集会所

[illegible]

この投票用紙の様式は、選挙管理委員会が規定に定めて次のような様式となりました。

① この順序を決めます
者の届け付けの順に決めますか
（※小笠原吉郎）

② この順序を決めるくじを
部会会場（佐藤と治兵衛）
糠沢投票区Ⅱ糠沢分校

鷹巣町長
選挙投票
注意

投票しようとする候補
の氏名をここに記入しな
さい。

（※ 小笠原貞一）
田中投票区Ⅱ田中部落会館
（※ 畠山喜代治）

代表者が立会うことができ
るとされております。
なお、不在者投票は従前
の通り書式で可。

また、記号式投票の効力については、開票の際選挙

こと
○をつ
ける欄
候補者氏名

長の決定権によって決められますが、あくまでも○の記号以外は書かないように注意して下さい。



開票、投票の管理者

投票所など決まる

選挙を管理執行のため次のとおり開票管理者、投票

この記号式投票用紙には候補者の氏名が印刷されている



顔

おりますので、選挙の当日 管理者、選挙長を選任した

開票、投票の管理者

投票所など決ま

選挙を管理執行のた
とおり開票管理者、

理者、選挙長を選任

[illegible][illegible]

選挙運動の要点 (抜萃)

区分	内容
選挙運動の期間	公職の候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日まで
選挙事務所 の設置及び 届出	1、公職の候補者又はその推せん届出者でなければ、当該選挙につき選挙事務所を設置することができない。 2、選挙事務所を設置したときは当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会に届出なければならない。 3、選挙事務所に異動があったときも届出なければならない。
選挙当日の 選挙事務所 の制限	選挙の当日にのみ、当該投票所を設けた場所の入口から三〇メートル以上の区域に限り選挙事務所を設置することができる。
未成年者の 選挙運動の 禁止	1、年令満二十年未満の者は選挙運動をすることができない。 2、年令満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。
戸別訪問の 禁止	何人も選挙に關し、投票を得、若しくは得しめ、又は得しんが目的をもつて戸別訪問をすることができない。
飲食物の提 供の禁止	1、何人も選挙運動に關し、飲食物を提供することができない。(湯茶及びこれに伴い通常用に用いられる程度の菓子および) 2、選挙運動に従事する者、又は勞務者に対し、候補者一人につき当該選挙の選挙運動の期間中、一食につき一五〇円、一日につき四五〇円の範囲内、并当該五十分、四十五分の範囲内において食事するために提供することに於ては、この限りでない。
自動車、拡 声機の使用 及び自動車 の乗車制限	1、選挙運動のために使用される自動車、拡声機は候補者一人について一臺のみに使用することができる。 2、自動車、拡声機を使用する者は委員会で定める表示をしなければならない。 3、選挙運動のために使用される自動車一台につき、公職の候補者、運転手を除き、乗車する者は四人を超えてはならない。 4、乗車する者は委員会が定める腕章を着けなければならない。
文書図画の 頒布	1、選挙運動のために使用する通常案書の外は頒布することはできない。 2、外は知事選挙 三万枚(無料) 県議会議員選挙 五千枚(有料) 町長選挙 一千五百枚(有料)
2、選挙用である旨の表示がなされておら	

文書の掲示
ポスターの
数、ポスタ
ーの掲示箇
所

ル、直径四五センチメートル）
三、たすき、胸章、腕章
四、ボスチー（長四二センチメートル
巾三〇センチメートル）
イ、県知事選挙 一万七千枚
ロ、県議会議員選挙 一千二百枚
ハ、町長選挙 五百枚

新聞廣告

チャールズ・ワグネル第二に於いてはオカの一の新聞に選挙運動の期間中次により新聞広告をすることができ、

県知事選挙(無料)
県議会議員選挙(有料) } 二回限り
町長選挙(有料)

公職の候補者は選挙運動のため次の区分により個人演説会を開催することができる。

個人演説会
の制限

一、県知事選挙については候補者一人について六十歳に制限されている。

二、県議会議員、町長については回数に制限されていない。

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは開催しようとする二日前まで当該開催地の選挙管理委員会に申し出なければならぬ。

三、公営施設以外を使用して個人演説会を開催するときは開催の申出の必要がない

四、一候補者が一会場について五時間を超えて個人演説会を開催することができない

五、個人演説会において選挙運動のため録音盤を使用して演説をすることができず

一、選挙運動のためにする街頭演説は演説者及び聴衆の注意を委員会が交す二票

街頭演說及

- 3、街頭演説に録音盤の使用はできる

午後九時から翌日の午前六時までの間は選挙運動のための街頭演説をすることができない

明るい一票でしあわせなくらしを

知事・県議は四月十七日
町長は四月三十日

地方選挙に関する特別の法律が公布されて、三月一日から五月三十一日までの間に任期が満了する選挙は、知事は四月十七日に市町村長は四月三十日に全国統一して行なわれ、鷹巣町の場合は、町長の任期が五月十二日に満了となっておりますので、この特例法によって選挙は四月三十日執行されます

(一) 選挙の
告示

(三) 後援団体

に關する寄
付等の禁止

(二) 重複立候補の禁止

四月十七日行なわれる選
挙において公職の候補者とな
った者は四月三十日に行
する行為は禁止されており

投票日は
知事が先き

清き一票まち／
わぬように／

なぬようにノ

四月十七日の県知事および県議会議員の選挙の日、投票所において、受付が済むと投票用紙が交付されますが、この順序で県知事の投票用紙が最初渡されます。これに県知事候補者名を記入の上投票下さい。

なお、投票所によっては、県知事の投票用紙と県議会議員の投票用紙を同時に交付されることもあります。その場合、どうか投票所へ来たときに書き違ひから無効にならないよう、元々注意して記入の上投票下さい。

選挙の名称	告示の日	選挙期日
県知事選挙	三月二十三日	四月十七日
県議会議員選挙	四月二日	
鷹巣町長選挙	四月二十三日	
		四月三十日

四月の統一地方選 に望む私達の心得

四月の統一地方選挙を公明に行なうため県内の関係団体が参集し、全選挙民の自覚と協力を要望することになりました。

県民のみなさんへ

「情実や金に左右されないべき、いかに望むかは有権者のひとしお」など、ところあります。昨年の参院選通常選挙のときは、文字どおり公明選挙の実現を念願いたし、候補者や運動員のか

動かぬ一票

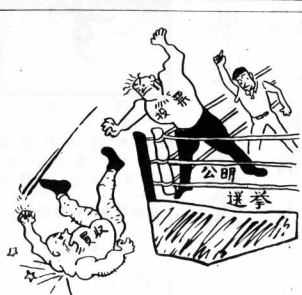
[illegible]

全な発展をはばむものと言わなければなりません。

もともと選挙は、有権者の自由な意志に基づく秘密投票が保障されております。そのルールを守ることによって常に選挙は公明に行なわれるはずであります。

主権者の誇
りを売るな
この一票

四月の統一地方選挙を控えて、各種るあいさつなど



タイトルマツチに八百長なし

鷹巢町有権者一覽表

投票区名	37年12月20日確定登録人員			補充名簿登録人員を含まず		
	男	女	計	男	女	計
鷹 巢 西	1,129	1,345	2,474			
鷹 巢 東	1,328	1,576	2,904	2,772	3,283	6,055
鷹 巢 南	315	362	677			
七 日 市	481	517	993			
葛 黒	219	227	446	1,029	1,048	2,077
竜 森	140	159	299			
明 利 又	118	125	243			
中 外	71	25	96			
坊 山	91	95	186			
小 森	233	249	482	798	858	1,656
沢 口	350	374	724			
川 口	124	140	264			
摩 当	264	277	541	459	482	941
太 田	195	205	400			
綴 子	473	519	992			
田 子 ケ 沢	121	113	234	1,365	1,484	2,849
岩 谷	90	91	181			
鎌 沢	280	311	591			
田 中	144	170	314			
掛 泥	257	280	537			
坊 沢	508	553	1,061	666	734	1,400
緑 ケ 丘	158	181	339			
黒 沢	61	74	135			
今 泉	217	240	457	503	568	1,071
前 山	225	254	479			
合 計	7,592	8,457	16,049	7,592	8,457	16,049



三悪を土俵の外へ

乗りません
一票いくらの
口車

したがいまして、私どもは、この運動のより大きな成果をあげるために、また全有権者のご期待にこたえるためにもそれぞれの権限と責任において、充分の協

力を申し上げるとともに、いわゆる事前運動的な行為には深い関心をもち、公職選挙法の違反行為については断固としてその取り締りを行なうものであります。

の他の関係者には事前運動にまぎらわしいことを行なわないようにつよく自しゅうを要望するとともに八〇％万有権者各位の良識に訴えまして一層の自覚とご協力の程をお願いいたします。

昭和38年3月14日
秋田県公明選挙推進協議会
秋田県選挙管理委員会
秋田県警察本部
秋田地方検察庁

開票は即日
知事選挙と町長選とも

者の得票数が判明するのは午後十時頃又県議会議員の得票数が判明するのは午後十一時三十分の予定です。

▼四月三十日執行される県長選挙については四月二十日欠けること、よい運転が試験官です。試験官が一人

手が選ばれません。一人一票を棄権せず、満き一票を果たそう。

◆選挙当日入院、長期出張者のために不在者投票制の制度や、字のかけぬけには代理投票票制度もあります。

◆暦の上も天候にも心身にも全く春がやってきた。

◆地方選挙はあなたが主役です。

◆次号十五日付は知事選挙投票状況のお知らせのため十八日頃発行の予定。

1,365	1,484	2,849
666	734	1,400
503	568	1,071
7,592	8,457	16,049

473	519	992
121	113	234
90	91	281
280	311	591
144	170	314
257	280	537
508	553	1.061
158	181	339
61	74	135
217	240	457
225	254	479
7.592	8.457	16.049

廠	子	ヶ	沢
田			谷
岩			沢
糠			中
田			泥
掛			沢
坊			丘
緑	ヶ		沢
黒			泉
今			山
前			
合			計